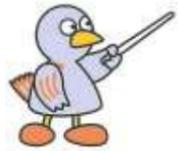
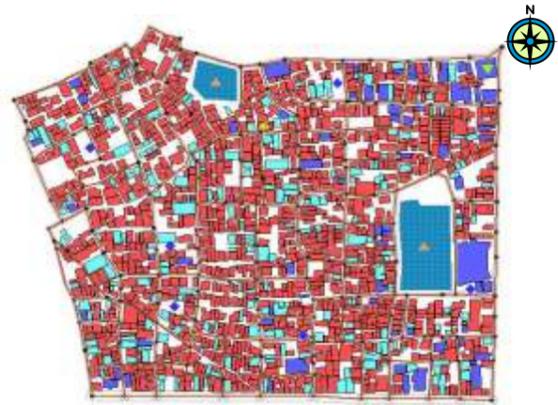


指定後の効果は？



1. 延焼による火災被害を軽減します
2. 避難の時間および経路を確保し、人的災害を軽減します
3. 消火活動の時間及び経路を確保し、火災被害を軽減します

■ 準防火地域指定前 ■



■	耐火建築物
■	準耐火建築物
■	防火構造
■	木造

木造の住宅に
防火措置

■ 準防火地域指定後 ■



防火措置がない木造住宅が密集

防火措置した木造住宅が密集

3時間後

火災発生シミュレーション※
風向：北 風速：8m/秒
※防災まちづくり支援システムによる

3時間後



延焼着火時間	
■	火災発生～30分
■	30分～60分
■	60分～90分
■	90分～120分
■	120分～150分
■	150分～180分

風向



風向

2～3時間で地区全体に延焼します

小 減災効果 大

3時間でも延焼の範囲が
半分程度に収まります

■ このパンフレットは、制度の概要を記載したものです。詳しくは下記またはお住まいの市町村にお問い合わせください。 ■



埼玉県 都市整備部 都市計画課
〒330-8501 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-824-2111(内)5341, 5353(都市計画担当) FAX 048-830-4881
e-mail: a5330@pref.saitama.lg.jp ホームページ: <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/m02/>
(※ 組織の名称・連絡先は平成25年4月現在のものです。)

つくろう！ つくろう！ 安全で火災に強いまち



～ 防火地域及び準防火地域の指定について ～



■ 阪神・淡路大震災の被災状況 ■



■ 埼玉県内の密集市街地 ■

埼玉県

はじめに

埼玉県では、市街地での火災の危険性を低減するため、建物の不燃化を促進する「防火地域」及び「準防火地域」の指定を推進しています。

「自らの命は自ら守る(自助)」あるいは「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」ことの第一歩として、火災に強いまちづくりに向けた地域指定を進めていきましょう。



防火地域及び準防火地域とは？

■ 防火地域 ■

(1) どのような地域に指定するの？

都市の中心部で商業施設が建ち並び人通りや交通量が多い地域や災害時に緊急車両が通る幹線道路沿いの地域などです。

(2) 防火地域では、どのような建物にするの？

小規模なものを除き、耐火建築物(※1)にします。

■ 準防火地域 ■

(1) どのような地域に指定するの？

住宅などの建物が密集している地域です。

(2) 準防火地域では、どのような建物にするの？

全体的な防火性能を高め、延焼の抑制を図るため、地域内の建物は、規模に応じて、防火措置した建築物(次ページ参照)、準耐火建築物(※2)、耐火建築物にします。

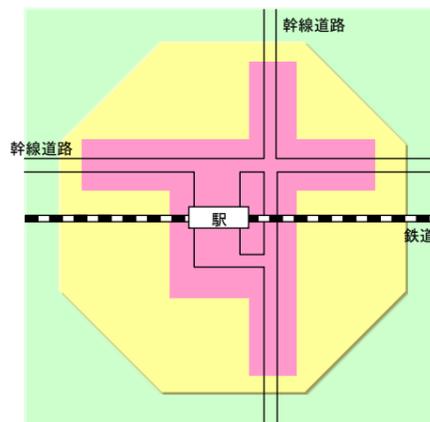
※1 耐火建築物

主要構造部を耐火構造(通常の火災が終了するまでの間、建築物の倒壊を防止する性能と延焼を防止する性能をもち、建築基準法に定める基準に適合する構造方法)等にしたもので、外壁の開口部の延焼の恐れがある部分(次ページ参照)に、防火設備を設置します。

※2 準耐火建築物

- (1) 主要構造部を耐火建築物の構造に準じた耐火構造にしたもので、外壁の開口部で延焼の恐れのある部分(次ページ参照)に、防火設備を設置します。
- (2) 木造の建物でも、主要構造部を防火被覆する事等により、準耐火建築物となります。

防火・準防火地域指定のイメージ



	防火地域
	準防火地域

防火地域及び準防火地域内の構造制限の概要

種別	防火地域		準防火地域(階数算定には地階を除く)		
	延べ面積 100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超
階数					
4階以上	耐火建築物		耐火建築物 又は 準耐火建築物		
3階					
2階以下	耐火建築物 又は 準耐火建築物		防火措置した建築物		耐火建築物

※本表は、建築基準法第61条及び62条の主な内容です。

なお、防火措置した建築物の部分の建築物で、一定の範囲内で行う増築及び改築、大規模な修繕等については、適用除外の措置が設けられています。

注) 建築基準法に定める技術的基準に適合する建物でも可能です。

詳しい内容は
右ページ！

木造2階建ての住宅における防火措置の例

下図のような、木造2階建て住宅を建てる場合、あるいは、増改築する場合、屋根及び延焼の恐れのある部分の開口部などについて、防火措置を講じる必要があります。

(なお、鉄骨造2階建て住宅の場合は、(3)の防火措置は適用されません。)

延焼の恐れのある部分※

※延焼の恐れのある部分とは、隣地境界線又は道路中心線から1階にあつては3m以内、2階にあつては5m以内の距離にある建物の部分を指します。

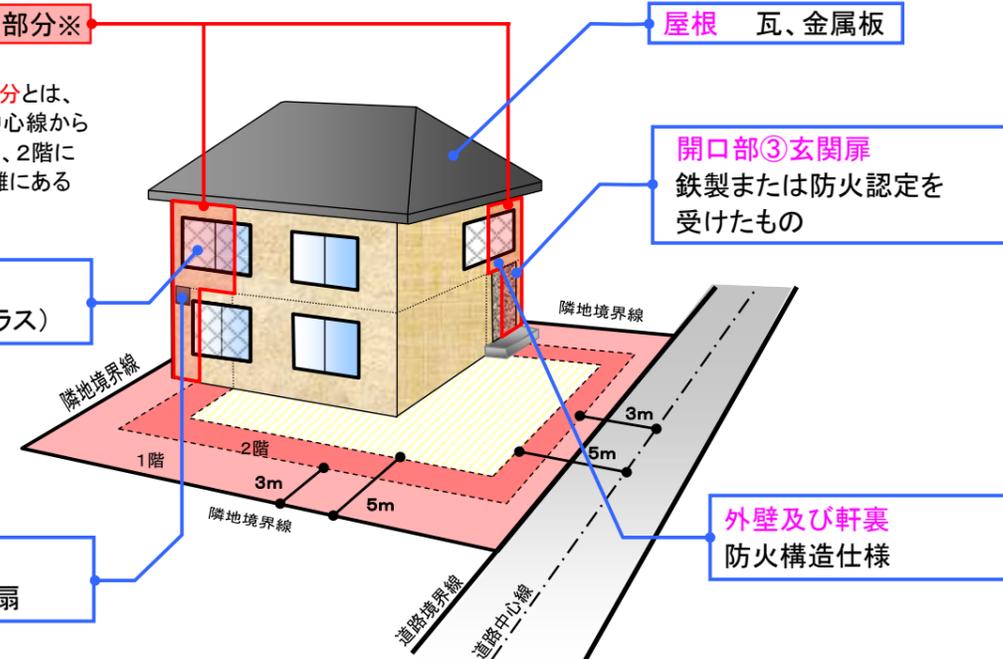
開口部①窓 防火戸(網入りガラス)

開口部②換気扇 ダンパー入り換気扇

屋根 瓦、金属板

開口部③玄関扉 鉄製または防火認定を受けたもの

外壁及び軒裏 防火構造仕様



■ 建築物の各部分における防火措置 ■

(1) 開口部(①窓、②換気扇、③玄関扉の開口部)

- ①窓ガラスは網入りガラスにするなど防火戸にします。
- ②換気扇の開口部はダンパー仕様(火災時に開口部をふさぐ構造となっているもの)にします。
- ③玄関扉は鉄製または防火認定を受けたものを使用します。

(2) 屋根

防火構造として認められている瓦や金属板などを使用します。
(最近の住宅は、こうした構造になっているものが大部分です。)

(3) 外壁及び軒裏

防火構造として認められている燃えにくい材料(モルタルやタイル)による被覆、国土交通省で防火認定が取れているサイディングなどを使用します。
(最近の住宅は、こうした構造になっているものが大部分です。)

以上の様に、最近の住宅において、講じる必要がある実質的な防火措置は、
(1) 開口部のみとなります！